

## 鹿屋市家庭教育推進委員会開催要綱

(趣旨)

第1条 家庭における教育力の向上を図るための効果的な支援体制及び具体的方策について検討するため、鹿屋市家庭教育推進委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議検討し、教育委員会に意見等を述べるものとする。

- (1) 効果的な家庭教育支援の在り方に関すること。
- (2) 家庭教育の啓発に関すること。
- (3) その他前条の目的の達成のために必要なこと。

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、検討委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 子育て支援団体関係者
- (2) 学識経験者
- (3) 企業関係者
- (4) 学校教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 委員会の開催期間は、1年間を目途とする。

(守秘義務)

第6条 委員会の参加者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、鹿屋市教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 鹿屋市家庭教育推進委員会の設置に必要な準備行為は、前項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日前においても行うことができる。